

廃第358号-2
令和2年6月16日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県四街道市鹿放ヶ丘559番地1 グランパーチェC101 YOTUBA建設株式会社（代表取締役 渋谷 貴大）
許可の番号	第01200191858号
処分の年月日	令和2年6月16日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	YOTUBA建設株式会社は、令和2年5月14日、法第14条の3の2第1項第1号の規定によって東京都知事から産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を受けた。 同社は、同取消処分によって、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第3号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684